

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の公布による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年立川市条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p><u>(3) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に定める特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(4) 利用特定個人情報 法第19条第8号に定める利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の規定による条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>4 ……略……</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の規定による条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>4 ……略……</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条各号列記以外の部分本文に規定する政令で定める日から施行する。